

名教委学 297 号
令和 2 年 5 月 8 日

名護市立小・中学校長 殿

名護市教育委員会
教育長 岸本 敏孝
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校における一斉臨時休業期間と学校再開日について (通知)

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和 2 年 2 月 25 日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)等に基づいて、新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組んでいるところです。

国および県においては緊急事態宣言が 5 月 31 日まで延長され、引き続き感染拡大防止の取組がなされていることを踏まえ、県としても、段階的に学校教育活動が再開できるよう分散登校等を含めた学校再開が示されました。

つきましては、本市においても、同様の認識の下、感染拡大防止に努めるため、下記のとおり措置を講じます。

各学校に置いては、万全の感染防止対策を講じた上で実施いただきますようお願いいたします。

1 臨時休業の期間等

- (1) 学校休業期間 令和 2 年 5 月 7 日 (木) から 5 月 20 日 (水)
- (2) 学校再開日 令和 2 年 5 月 21 日 (木)

2 学校再開後の授業の実施方法について

- (1) 始業式及び入学式は 5 月 21 日 (木)、22 日 (金) の間に実施する。
始業式、入学式においては集団感染のリスクを高める 3 つの条件 (密集・密閉・密接) が重ならないよう、時間短縮等、対策を講じるようにして下さい。
- (2) 学校再開後の分散登校を含めた授業の実施方法については、検討の上、5 月 15 日 (金) を目処に通知します。

問い合わせ先

名護市教育委員会 学校教育課
学校指導係 根路銘 国太
TEL: 53-1212 (内線 383)
E-mail: kunita-n@city.nago.lg.jp